

POPs(残留性有機汚染物質)条約総合推進費

196百万円(220百万円)

環境保健部環境安全課

1. 事業の概要

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)は、長期継続的なモニタリングの実施を締約国に対し義務づけており、我が国においては、平成22年度より現在POPs条約の対象となっている21物質群のうち19物質群(ダイオキシン類は別途調査)について、国内モニタリング調査を実施する(重点調査地点(辺戸岬)を含む)。

また、各国からPOPs条約への新規対象物質の候補として提案された物質について、詳細な情報収集に基づいて条約の対象とすることの妥当性の検討を行う。

さらに、東アジアにおけるPOPsの環境中での残留状況の推移を正確に把握し、将来的な協力体制を構築していくために実施している東アジアPOPsモニタリング事業において、辺戸岬とともに重点調査地点に設定されたベトナム等との相互協力によりモニタリングを実施し、環境中での残留状況の経年変化を把握する。また、ワークショップの開催等により、我が国が持つ知見・技術の東アジア地域への普及を図る。

高頻度(毎月1回)でモニタリングを実施する地点

2. 事業計画

区 分	22年度	23年度	24年度	25年度 以 降
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国POP s 残留状況(辺戸岬含む)の監視事業 ・ 新たな条約対象物質の検討に係る調査 ・ 東アジア地域のPOPs残留状況の監視事業及び多国間協力 	(19物質群)			

3. 施策の効果

POPsにおける環境中の残留状況を監視すること及びPOPs条約対象候補物質を検討することにより条約の履行の一層の推進を図り、POPsによる環境リスクの効果的な削減に資する。また、我が国が主体となって、東アジア地域における技術協力を行うことにより、同地域のPOPs対策の実施を一層促し環境リスクの効果的な削減に資する。

POPs(残留性有機汚染物質)条約総合推進費

POPs条約

- 第11条:国内及び国際的な環境モニタリングを実施すること
- 第16条:モニタリングデータを活用した条約の有効性の評価を行うこと

- 平成13年5月 「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)」採択
- 平成14年8月 日本がPOPs条約を締結
 - 国内POPsモニタリング調査の開始
 - 第1回東アジアPOPsモニタリングワークショップの開催(以後、年1回)
- 平成16年5月 POPs条約の発効
- 平成17年6月 国内実施計画の策定
- 平成21年5月 第4回POPs条約締約国会議(COP4)にて新規POPs対象物質の追加決定、第1回アジア太平洋地域モニタリング報告書の提出

POPs条約対応

- ・国内実施計画の改定(平成24年8月)
- ・新規POPs条約対象物質を検討するPOPs検討委員会(POPRC)への参加
- ・POPsの世界モニタリング計画改定のための専門家会議への参加

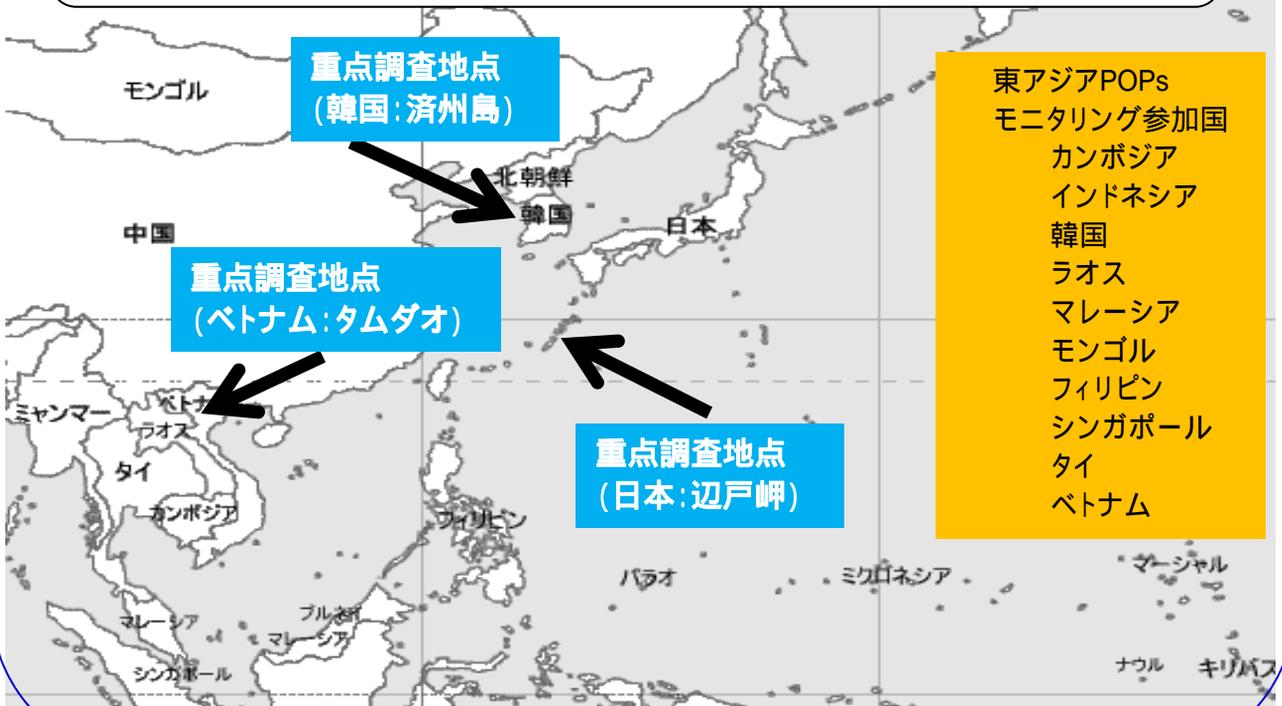
POPsモニタリング

- ・POPs条約対象物質(新規POPs含む)の国内POPsモニタリング調査の実施及びその経年変化の把握

調査対象物質:アルドリ、エンドリン、ヘプタクロル、HCB、デイルドリン、DDT、クロルデン、PCB、トキサフェン、マイレックス、 α -HCH、 β -HCH、リンデン、クロルデコン、テトラ・ペンタジフェニルエーテル、ヘキサ・ヘプタブロモジフェニルエーテル、PFOS・PFOSE、ペンタクロロベンゼン

東アジアPOPsモニタリング

- ・東アジア地域における環境モニタリング体制の構築と継続的なデータ収集の円滑な実施等を目的として、東アジアPOPsモニタリングワークショップの開催や東アジア地域におけるPOPsモニタリングの支援



重点調査地点:高頻度(毎月1回)でモニタリングを実施する地点